

FX税金

と

節税

マニュアル

— 基礎知識編 —

FXで利益が出た場合・・・

税金がかかり「**確定申告**」が必要となる。



難しそう、計算がめんどくさそうなどといったイメージを持ちがちだが、

実は覚えることは **至ってシンプル**

今回はそんなFX税金について解説して！▶▶▶

FXで利益が出た場合...

1

FXと税金の関係

2

課税対象金額から税金の計算をする

FXで利益が出た場合...

1

FXと税金の関係

2

課税対象金額から税金の計算をする

1. FXと税金の関係

税金について基本的に知っておきたい点は、この3つ。

課税となる
利益の種類



FXで得た
利益の税率



自分は確定申告
が
必要なのか



結論からいうと▶▶▶▶•

1. FXと税金の関係

課税となる
利益の種類



FXの利益は
「雑所得」に分類

FXで得た
利益の税率



税率=20.315%

自分は確定申告
が
必要なのか



「申告分離課税方式」で
確定申告が必要

1. FXと税金の関係

FXの利益は
「雑所得」の「申告分離課税方式」で確定申告

所得税のは大きく分けると2つの課税方式がある。

- ☑ 総合課税方式＝いろんな所得を合算して課税額を計算
- ☑ 分離課税方式＝他の所得と合計せずに独自の税率をかけて税金を計算

FXはこちら

1. FXと税金の関係

FXの税率は **一律で20.315%**

FXの利益に対する税率は、

20.315%（所得税15%＋住民税5%＋復興特別所得税0.315%）となる。

※ 利益の額にかかわらず、一律でこの20.315%の税率が適用される。

FXで利益が出た場合...

1

FXと税金の関係

2

課税対象金額から税金の計算をする

2. 課税対象金額から税金の計算をする

税金の計算をしたい場合は、
課税対象額 (FXの利益) **に税率をかける** と算出できる。

- ☑ 課税対象額 = 決済損益 + 決済したスワップ損益 - 必要経費
- ☑ かかる税金 = 課税対象額 × 0.20315 (税率20.315%)

※ 決済損益：ポジションを決済して確定した損益

※ スワップ損益：決済したポジションを保有していた期間に発生したスワップポイントの合計額

※ 必要経費：FXの勉強に使った書籍代やセミナー代など

2. 課税対象金額から税金の計算をする

具体的な取引事例の税金を計算

2022年1月1日から2022年12月31日に決済損益が+70万円
スワップ損益が+10万円あったとします。(必要経費なし)

- ☑ 課税対象額：70万円(決済損益)+10万円(スワップ損益)=80万円
- ☑ かかる税金：80万円(課税対象額) $\times$ 0.20315(税率20.315%)=162,520円

したがって**162,520円が2022年に納税する額**となる。

2. 課税対象金額から税金の計算をする

税金を計算する際の注意点

- ☑ FXで課税の対象となるのは「決済損益」と「決済したスワップ損益」から必要経費を引いた金額
- ☑ 「決済損益」はポジションを決済して確定した損益のこと
- ☑ 「スワップ損益」はポジションを決済したときにそのポジションを保有していた期間に発生したスワップポイントの合計額

※決済をしていないポジションの含み損、含み益に関しては課税対象とはならないので注意が必要

2. 課税対象金額から税金の計算をする

個人でできるFX取引の節税方法

サラリーマンや個人事業をしながら、副業でFX取引を行っているという人も多いため、個人でできるFX取引の節税方法についてまとめる。



FX取引の節税において、
最も基本となるのが、**FX取引の経費を計上** すること。

2. 課税対象金額から税金の計算をする

FX取引の節税において、
最も基本となるのが、**FX取引の経費を計上** すること。

経費を計上することで、利益が小さくなるため、**支払う税金も少なくなる。**



しかし、個人の支出が全て経費に認められるわけではない。
経費に認められるのは、FX取引をするため、FX取引で利益を上げるために
必要な支出のみ。

2. 課税対象金額から税金の計算をする

経費として認められるもの



パソコン代、タブレット代



FX取引関連の書籍代



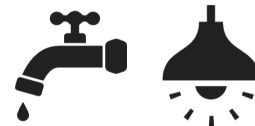
FX取引関連のセミナー代,交通費



事務用品費



インターネット代



水道光熱費

- ※FX取引をするために購入したパソコン・タブレット代、書籍代はもちろん経費として認められる。
- ※FX取引を勉強したり、トレードをチェックしたりするための用紙や文房具などの事務用品も同様。

2. 課税対象金額から税金の計算をする

経費計上の注意点



インターネット代



水道光熱費

※インターネット代や電気代は、FX取引している間だけでなく、普段の時間も利用しているため、基本的にFX取引している間のインターネット代や電気代などが経費として認められる。

いつもの電気代やインターネット代の3割をFX取引で使用している場合は
その3割で経費を計算すること。